

内容ご確認の上、修正がある場合は  
赤字等で修正の上、4月5日（金）  
までに事務局へご提出ください。

# 会 議 録

会議の名称	第8期 第11回 小金井市地域自立支援協議会 全体会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和6年3月6日（水）17時00分から17時50分まで
開催場所	小金井市役所 第二庁舎801会議室
出席者	<p><b>【委員】</b> 〈市役所の会議室での参加〉 加瀬 進委員(会長)、吉岡 博之委員(副会長)、石塚 勝敏委員、小根澤 裕子委員、加藤 了教委員、田村 忍委員、畑 佐枝子委員、八木 香委員、田中 麻子委員、木下 一美委員、永末 美幸委員、佐々木 宣子委員、鴻丸 恵美子委員、中村 裕子委員、荒井 康善委員</p> <p>〈WEBによる参加〉 猿渡 太育委員、塚口 敏彦委員、高橋 徹委員</p> <p>〈欠席〉 佐々木 由佳委員、宮井 敏晴委員、渡邊 誉浩委員</p> <p><b>【事務局】</b> 福祉保健部部長 福祉保健部自立生活支援課長 福祉保健部自立生活支援課相談支援係長 福祉保健部自立生活支援課障害福祉係長 小金井障害者地域自立生活支援センター</p>
会議内容	第8期 第11回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録のとおり

## 第8期 第11回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録

(事務局)

開会前に事務局より連絡いたします。本日もWEBと対面の併用で会議を行います。WEBで参加の方にもわかるよう、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただくようご協力をお願いいたします。連絡事項は以上となります。

(会長)

それではただいまから第11回小金井地域自立支援協議会を開催いたします。今期最後の協議会となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず欠席委員等について事務局から報告をお願いします。

(事務局)

事務局です。本日は渡邊委員、佐々木由佳委員、宮井委員、3名から欠席の連絡、それから田村委員から遅刻の連絡が入っております。またWEBでの参加は、高橋委員、猿渡委員、塚口委員となっております。小金井市地域自立支援協議会設置要綱第6条第2項の規定によりまして協議会の開催には半数以上の出席が必要となりますが、現時点で21人中17人の出席がありますので会議が成立することを報告いたします。

(会長)

会議に先立ちまして資料の確認をお願いいたします。

(事務局)

本日配布しております資料は資料1、小金井市地域自立支援協議会第8期(令和4・5年度)報告書の修正案。それから資料2、日中活動支援型共同生活援助事業の実施状況について。資料3、地域生活支援拠点等事業の整備状況について。それから追加資料としまして第8期(令和4・5年度)報告書、表紙・裏表紙イラスト。配布資料は以上となります。

(会長)

不足等は大丈夫でしょうか。

事務局からの報告事項ということで、第3期小金井保健福祉総合計画についてということでお願いいたします。

(事務局)

障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画につきましては、第8期自立支援協議会委員の皆様へ、その詳細な内容についてご協議いただいたところでございますが、他の分野の計画につきましても、それぞれの審議会における協議を終えまして、令和6年2月29日に地域福祉推進委員会から市長へ保健福祉総合計画全体として答申がされたところでございます。それを受けまして、市としての最終決定を行い、計画策定の受託者へ印刷を発注したところでございます。令和6年3月末の納品を予定しておりますので委員の皆様への配布は4月以降となってしまいますが、準備が整いましたら郵送させていただきます。報告は以上です。

(会長)

本当に長い間お力添えをいただきまして、何とか障害者計画の策定というところまでくることができました。ご質問を受けるに先立って会長・副会長から皆さんに御礼申し上げたいというふうに思います。本当にありがとうございました。これについて何か確認をしておきたいという事項はございますか。

(事務局)

一点補足を。障がい福祉の関係につきましては、用語解説のところ、最終的に「障がい者雇用」のところは保留になっておりまして、私の方で作った案を皆様に流したところです。その中で「全ての事業主は」と書いてあるところに対して、全てではなく従業員の一定割合を満たすところだけだというようなご意見をいただいたところだったのですけれども、法の規定からすると、「全ての事業主」となっているというところ、それと厚生労働省が作っている資料についても、「一定数の従業員数のところだけにかかる」と説明しているところと、「全ての事業主の責務だ」という説明をした上で「法定雇用率以上」という説明をしている資料と両方混在しているような状況です。その中でやはり市が出すものとしては、法の規定に基づいて出した方がいいということで、ただ一方で実際には全ての事業主ではないというところがありますので、皆様にお流しした案の中に、「小数点以下切り捨て」という言葉を入れることによって、結果として法定雇用率2.3%を掛けたときに、43人未満のところの事業所は結果的に対象から外れるというのがわかるような説明に修正をしております。補足は以上となります。

(会長)

今の事務局からのご説明も含めてご質問等はございますか。オンラインの皆さんもよろしいでしょうか。

よろしければ、次に行きたいと思います。報告事項のイ、障害者（児）・家族防災のパンフレットについて、よろしく願いいたします。

（事務局）

こちらの防災パンフレットにつきましては、令和5年7月に開催した専門部会、およびワーキンググループでご協議いただいたところでございますが、協議の結果、当初の予定より掲載内容が増えたこと、それから音声コードの変更などがありましたことから、受託可能な事業者の選定、それから予算上の措置などに時間を要してしまいまして、つい先日やっと契約ができたような状況です。現在1回目の校正を終えた段階でありまして、納品については保健福祉総合計画と同様、令和6年3月末を予定しておりますので、委員の皆様へは保健福祉総合計画と併せて送付させていただきたいと思っております。報告は以上です。

（会長）

ありがとうございます。これも3月末の納品ということで、皆さんのお手元に届くのは4月に入ってからになると思っておりますけれども、その上でまたご確認いただいて、改善すべきところは確認していただきながら、事務局を通して共有させていただければと思います。

では、協議事項の方に移らせていただきます。第8期（令和4・5年度）報告書についてということで、事務局の方から説明をお願いいたします。

（事務局）

資料1をご覧ください。こちらは2月21日に開催した前回の合同部会での意見、それから、その後の精査により修正した報告書の修正案となっております。前回から変更された点についてご説明します。

まず10ページをご覧ください。防災パンフレット作成のためのワーキンググループと、差別解消委員会の開催経過については記載がされておりましたが、そちらも追加しました。なお、その追加した(5)の差別解消委員会につきまして、事前にお配りした資料では2行目の令和6年3月27日という欄、その二つ目の項目というのが「小金井市」で終わっていると思うのですが、正しくはその上の1行目と同様に、「小金井市障害者差別解消条例に基づく特定相談について」という形で修正させていただきます。

次に同じく10ページ。6の第9期への引き継ぎ事項のところでございます。上から五つ目の項目、「地域生活支援拠点等の整備状況の検証及び検討について」、こちらは前回のご意見を踏まえまして、相談支援部会から全体会の方に変更しております。

それから続いてその二つ下の項目、「工賃向上に向けた方策の検討」、こちらについては社会参加就労支援部会の方に記載しておりましたが、こちらも全体会に変更をしております。それに伴いまして次の11ページ、こちらに記載の相談支援部会、それから社会参加就労支援部会への引き継ぎ事項から今の項目を削除した形になっております。

次に、少し飛びますが、追加資料の方をご覧ください。こちら資料1の方では表紙と裏表紙の方、イラスト作成中という形になっておりますが、こちらは田中麻子委員の方でイラストを作成していただけてきました。最終的な報告書の表紙および裏表紙はこのような形に差し替えさせていただきたいと思っております。

ここで田中委員の方からイラストに込めた思いについてご説明をいただきたいと思っております。

(田中委員)

表表紙と裏表紙とで意味があります。まず絵の説明をします。表と裏に同じ木が描いてありまして、木と言ってもいわゆる本当の実写の木ではなくて、枝の方に行けば行くほどカラフルな絵になっています。ホースを持っている方が表になります。木を囲んでホースをみんなで持っている絵がありまして、そちらは敢えて顔や、表情がないようにしてあります。髪の毛とかも書いてありません。裏になると、同じ木があって、そこに先ほどホースを持っていた人たちが生活しているような雰囲気、皆さん表情もあって、髪の毛とかも全部書きました。込めた意味としては、この木はまず花とか葉っぱが生えていないのですが、皆さんお花見とかやる時はお花とかはみんな見るのに、木の元は見えてないなということ、を私は日頃から大事なそこなのだと常に思いがあります。この自立支援協議会に参加した時にもすごく大事なところはここと思っていることと共通していると思っております。ここの委員の人もそうだし市役所の方もそうですし、町のみんながお水を注ぐことで、その元の大事なものがどんどんいいものが育っていくのではないかな、それがだんだんカラフルにいろんな色になっていくっていうそういう感じで描きました。ホースを持っている人たちってというのは、前回描いたときは車椅子だとか目に見えてわかりやすい絵にしたのですが、今回はあまり目立ってこの人は障がい者だなんてわかるような絵には敢えてしなかったです。裏を見ていただくと、杖をついているとか、これヘルプマークがついているとかとよく見るとわかるようになっていまして、この人はこの人だなどと照らし合わせると同じ服を着ています。ですので、それぞれでストーリーを考えてほしいなど。いろんな想像ができると思っております。あえて後ろ向いていたり、1人だけこの輪から外れているこの子は何で外れているのだろうか、実は若く見えるけれどもこの人は80代かもしれないとか、男性に見えるけど女性かもし

れないとか、男性同士のカップルかもしれないとか、いろんなことを想像できるように敢えてしてみたという絵になっているので、そういうこと想像するっていうことが、この自立支援協議会っていうものの一番大事なところかなと思ったことなので、そんな絵になっているので、裏と表これで 1 セットとそのように思っただけだと嬉しいなと思います。

(会長)

まずは素敵なイラストありがとうございました。田中麻子委員にエールも含めて一言しゃべりたいという方いらっしゃいますか。特によろしいですか。そうしましたら、荒井委員にもわかるように手話での拍手を送りたいと思いますけど。

(一同 手話にて拍手) ありがとうございました。それでは最終的な報告書につきましては PDF データで皆さんに配信させていただいて、その後に保健福祉総合計画、防災パンフレットとともに郵送させていただくということになりますのでご了解ください。この資料につきましては、また修正の意見を、例えば今週末までにもらって、こちらで預かるようにしますか。

(事務局)

万が一、さらに修正を要する箇所があれば預からせていただきまして、その後は会長一任ということで事務局と調整の上修正というような形をとりたいと思います。

(会長)

前回は協議いただいたということですので、もしありましたら、今のような形で進めさせていただければというふうに思います。次の議題の協議事項のイ、日中活動支援型共同生活援助事業の実施状況についてということで事務局お願いします。

(事務局)

日中活動支援型共同生活援助事業を実施するに当たりましては、厚生労働省が定める運営基準によりまして、少なくとも年 1 回以上自立支援協議会に実施状況を報告し評価を受けるとともに、要望や助言等を聞くこととされております。それに基づきまして報告するものでございます。詳細につきましては担当の大久保より説明いたします。

(事務局)

それでは資料2をご覧ください。日中サービス支援型共同生活援助は、平成30年4月に施行された障害者総合支援法の改正に伴い創設されたものになります。サービスを行う事業所は、今説明があった通り、日中サービス支援型共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスにすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から年1回以上、当該事業所が所在する市町村の自立支援協議会等に対し、当該事業の実施状況等を報告し、協議会から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞かなければならないものとする規定されてございます。聖ヨハネ会さんは、令和3年に指定を取りサービスを提供しており、令和3年度の自立支援協議会へ、概要について説明しているところでございます。今回は、令和5年度の実施状況についてご報告いたします。それでは1の施設概要になります。法人名は社会福祉法人聖ヨハネ会。事業所名、緑町聖ヨハネケアビレッジ。事業所の所在地は東京都小金井市緑町4の5の10で、定員、共同生活援助、男性9名、女性9名の18名となります。短期入所ですが、こちらは男性1、女性1になります。共同生活住居数として1戸となっております。続きまして、人員配置になります。管理者が1名、サービス管理責任者1名。日中、世話人4名です。生活支援員1名、夜間につきましては世話人が2名という形になっております。3番の利用者の状況で、支援区分、知的障害ですね、区分6の方が4人、区分5の方が5人、区分4の方が8人で、区分1の方が1名となっております。グループホームの外で日中を過ごす利用者様の方が18人となっております。続きまして年齢でございまして、60代以上の方10人、50代3人、40代3人、30代1人、20代1人となっております。なお、利用者の障がい特性等の2行目となります。強度行動障害のある方が3名となっております。裏面をご覧ください。4番の運営状況でございまして、左が市の方で設定した質問になりまして、右側がそれに対する聖ヨハネ会さんからの回答となります。こちらは一つずつは読みませんので、各自でご覧になっていただければと思います。説明は以上になります。

(会長)

この件につきましては、自立支援協議会の方から要望とか助言があればお伝えするということになっておりますので、初見かもしれないけれども、お目通しいただいて、何かございましたら、私達の回答ということではなく、お伝えするということとなりますのでよろしく願いいたします。一つ質問で、これ今2ページに収まっていますね、2ページに収めなければならないというような規定はありますか。

(事務局)

特にはないです。

(委員)

裏面の運営状況について下から三つ目の短期入所は緊急時の対応にできているかということで、短期入所というのは、原則的に、その期間ですね。それから緊急対応についてちょっと説明していただきたいと思います。仕方について。

(委員)

仕方については当事業所で行っている対応でよろしいですか。登録されている方は、お部屋さえ空いていれば、すぐに、例えばその時間が夜であったとしても、なるべくそれに対応しようという過去にそういう対応したことがあります。あと登録してない方に関しても、うちで緊急で受け入れたケースとしては虐待ケースが一番多いです。虐待なので緊急避難的にお願いできないかということで、そうするともう数日のうちに、対応しなければいけないのですが、会議をして契約をしてその前に普通であれば面談もあるのですが、そういうものを取りあえず飛び越して、緊急的に受け入れて後から当日契約の場合もありますし、あとから契約っていうふうに、そのケースによって違いますけれども、少しお時間いただける場合は、資料などをご用意していただいてプロフィール表とかを送っていただいて、なるべく対応できるようにはしたいと思っています。

(委員)

それ以上の具体的なことについては、電話などでそちらの方にご相談すればいいということですか。

(委員)

直接に来る場合もありますけれども、相談支援の方から入ってきたりとか、市役所さんとかからのご相談とかいう場合もありますし、小金井市に限らず他市とか区とかの方からも打診はあります。

(会長)

その他いかがでしょうか。

(委員)

定員がいっぱいですが、今年度は新規に入られた方とかいらしたのですか。

(委員)



新規に入られた方はいらっしゃいません。令和3年に立ち上げまして、そこからメンバーとして、女性は変わっていません。男性は1名だけ変わりました。その方は山梨のヨハネ会に山梨の施設があるのですが、ヨハネ学園というところから来た方なのですけれども、ちょっとグループホームの生活の流れに乗れなくなってしまって1年ぐらいはいたのですけれども、その方が戻るということで、学園の方から1名入ってきたという方はいらっしゃいますけど、新規で入るといっても、出る人がいないと入れないので、なかなか定員を満たしてしまうと入りづらい感じですね。学校みたいに卒業生が出ていって入学生が入ってというわけではないので。

(委員)

ずっと居られる場所なのですね。

(委員)

そうですね。できれば最後まで見ていきたいな、支援をしていきたいなとは思っています。ただ医療とかが入ってくるとなかなか難しいので、そこら辺がラインなのかなとは思っています。

(委員)

ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。オンラインの皆さんもよろしいですか。この実施状況について自立支援協議会から要望とか助言があればということなのですけれども、これも、もしまた気づいたことがあれば、事務局経由がいいですか。先ほどのも含めて今週末までというふうにさせていただいて、あの反映ないしはお伝えするっていうふうにしたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

次が協議事項です。地域生活支援拠点等の整備状況についてということでこれも事務局からお願いいたします。

(事務局)

それでは資料3をご覧ください。地域生活支援拠点等事業につきましては、1、事業概要にありますとおり、障がい者の重度化・高度化や「親亡き後」を見据え、必要な五つの機能を備え、障がい者の生活を地域全体で支援する体制を整備するというものでございます。第6期障害福祉計画におきましては、地域生活支援

拠点等の整備状況について、毎年1回整備状況を報告し、検証検討することを掲げておりますことから、これに基づきまして、検証・検討を行うため本日協議事項としたところでございます。整備手法といたしましては、五つの機能を特定の施設に集約する「多機能拠点整備型」と、複数の事業所で分担して機能を担う「面的整備型」がありますが、小金井市では「面的整備型」により事業を進めております。これまでの整備状況としましては、令和2年度に要綱を制定しまして、以降、説明会の開催や要件を満たす事業所への声掛けなどを行いまして、令和5年度に五つの機能全てについて事業所の登録を受けていただけたという状況でございます。なお令和6年3月1日現在の登録状況としては資料3の5に記載のとおりでございます。今年度につきましては、やっと登録事業所が揃ったばかりという段階でありまして、まだ運用状況について検証できるほどの実績がなく、協議事項としたところではございますが、報告事項に近い形になってしまっておりますが、計画に基づきまして、報告をさせていただきます。説明は以上となります。

(会長)

ありがとうございます。相談支援部会の方から何か補足とかはないですか。よろしいですか。全国あちこちで課題になっている地域生活支援拠点作りということになりますけれども、協議という点があるというよりもこういう状況ですという確認かなということで、いずれにしましても障害者計画の方でこれを整備・充実していくっていうことになろうかなと思いますが、その上で何かご指摘いただくことがあれば承っておいて、事務局の方でということ。お願いします。

(委員)

拠点事業についてずっといろいろなところでお勉強してきて気になっているのですが、やっと登録事業所が揃ったということで大変ありがたいと思っているのですが、コーディネーターはどこが担うのかということをお教えいただきたいと思っております。

(事務局)

コーディネーターにつきましては、現在残念ながらいないというのが回答になってしましまして、令和6年度の報酬改定によりましてコーディネーターのその設置によりまして、支払いできる単位が増えますので、そこをテコにしまして、市内の事業者様に配置いただけないかですかと調整していく事が今現在の見立てとなります。以上でございます。

(委員)

わかりました。ぜひコーディネーターの設置を急いでいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。コーディネーターがちゃんと機能しないと、これ実質的に機能しないっていう、名前並べましたみたいなことになってしまうので、ぜひお願いしたいと思います。その他いかがでしょうか。

(委員)

この緊急時の受け入れ対応に書いてあるのは、普段からこちらに通っていたり、関わりがある方でない場合でも、緊急のときっていうのはそちらに連絡したりすれば、受け入れていただけるものなのではないでしょうか。

(事務局)

今、委員がおっしゃっていただいたとおりになりまして、登録の有無に関わらず、緊急的に受け入れられるようにしていきたいというふうなことを言っているだけでは、事業所が負担になってしまうかと思っておりますので、それに対して、ちゃんとその費用面とかそういった負担とかをケアできるような体制を作っていくとして、いわゆる先ほどもお話ありました、虐待の方、いつ起きるかわからない方も受け入れていっていただく。施設側が負担なく受けていただけるように政策を構築してまいりたいと考えております。以上でございます。

(委員)

連絡したい場合は、市にまず連絡するという方がいいということですか。

(事務局)

基本的に市の方にご連絡いただいて緊急度を確認させていただく形になりますが、そこで緊急になった場合はですね、こちらの拠点事業所等にお声がけさせていただきまして、その事情はちょっと重たいので何とか受けていただけないかってことをお願いしています。

(会長)

その他いかがでしょうか。以前から出ていますけれども、やはり今でもこの緊急時の受け入れ対応っていうところが、ご質問が出てくるっていうことは、それだけニーズがあるということだと思います。先ほどの共同生活援助についてもそ

うでしたので、これについては新しい障害者計画を受けて、そう簡単に整備するとは言えないと思いますけれども、着実に進めていければなというふう思うところです。よろしいでしょうか。では協議というか、報告ということで、そういう性格で終わったということになります。

そうしますとこれで協議事項のウまでいきました。その他何かございますか。事務局の方から追加とかありますか。

(事務局)

事務局の方は特にございません。

(会長)

その他皆さんの方からございますか。最後の協議、年度内最後ということになります。

(委員)

今までありがとうございましたというのと、今までのいろいろの気持ちを込めて言わせていただきたいと思うことがいくつかあり、それで今日はここまで足を運ばさせていただきました。一つは、やはり当事者が少ないなというのは、ずっと言っていることではあるのですが、それを今後改善していただければというところがあります。ただ、参加するには大変なことはあって、障がいの有無に関わらず、皆さんお仕事がありながら参加されていると思いますが、さらに合理的配慮、私がいあまり好きではない言葉なのですが、それをいろいろとしていただかなければいけないところがあるかなというのはあります。ちょっと話が長くなりますが、私が最初、ここに参加したときの話をしておくと、最初、もう今月で辞めよう、今月で辞めようと毎回毎回センターの方に相談してということがありました。最初に午後5時に来たところ、ここの第二庁舎は開いていましたけど、(帰るときは)正面の自動ドアが閉まっていた。ドアが重くて開けられないということがあり、今は車イスで来ていますが、そのときは杖の使いはじめて私もまだ杖に慣れていない時でしたので、私自身も声を上げなくてはならないとこちらにも学びがありました。こちらにお世話になるようになって、学んだことがたくさんあったのですが、自立支援協議会とは何をするとところとかもわかっていませんでしたが、福祉だとかに携わっている会なのだとは私は思っていたので、そういう配慮をしてもらえるものと勝手に思い込んでいた部分がありました。おそらく自分が、見てすごく(障がいがあると)わかる人だったら、事前に市役所から「正面入り口が閉まっていますが、大丈夫ですか」という問い合わせがあったかなと思いました。ですので、やはり目に見えない障

がっていう人への配慮を少ししてもらおうと、そういう方にも参加してもらいやすくなるのではないかなという事をお伝えしておきたいと思っています。あとは今日敢えて参加したのは、やはりオンラインで参加の方は多分何か感じることもあると思いますが、もちろん、どんなところでもあるとは思いますが、もうちょっとオンラインの環境は整えていただけたらいいのではないかと思う点があるので、市役所などで是非いろいろとオンラインの環境も整えていただきたいなというふうに思っております。本当に参加して、泣きながらでも参加していろいろと学ぶことが多かったので、非常に感謝の気持ちでいっぱいです。どうもありがとうございました。長くなりました。ごめんなさい。以上です。

(会長)

ありがとうございます。メンバーの構成についてはまた市の方で考えていただくということ、皆様のご意見も踏まえながらということと、オンラインの環境は本当にそうだと思います。もう声は聞こえない、何も映らない、もういつ何時から始まるのかということが何度かありましたので、ぜひそれは改善をしていただければというふうに思うところです。

その他よろしいでしょうか。オンラインの皆さんもよろしいですか。それでは、これで第11回の小金井市地域自立支援協議会全体会を終了します。

3月27日に差別解消委員会というものがあまして、私どもと幡野先生でやらせていただきますけれども、全体会といいますか、委員の皆様にお集まりいただくのは、一応年度としては最後ということになります。2年間本当にありがとうございました。実は一期2年間ということで節目になりまして、私も今季限りで会長職の方を降ろさせていただくということで、事務局並びに会長部会長の方にお話をさせていただいてご了解をいただきました。定年まであと2年でございます。その他もろもろの公務が重なっております、ちょっとキャパオーバーになってきているということがあってご了解をいただいたということです。小金井と関わりがなくなるわけではございませんので、本学は小金井市・小平市・国分寺市が連携重点3市ということになっておりますので、いろんな形で関わらせていただければと思います。先ほどの委員の話ではないですけど、私も大変勉強させていただきました。本当にありがとうございました。以上です。